

「教育職員免許法改正」、 「再課程認定」、 「教職課程コアカリキュラム」の検討状況 について

平成28年度
日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会

平成28年10月6日
文部科学省初等中等教育局
教職員課教員免許企画室長
山下恭徳



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）【概要】 (1/2)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

- | | | |
|--|--|--|
| 【研修】 <ul style="list-style-type: none">○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要 | 【採用】 <ul style="list-style-type: none">○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要○採用選考試験への支援策が必要○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要 | 【養成】 <ul style="list-style-type: none">○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要○教職課程の質の保証・向上が必要○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要 |
|--|--|--|

【全般的事項】

- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

- 【免許】**○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）【概要】 (2/2)

キャリアステージ	改革のポイント	
養成段階	<ul style="list-style-type: none"> ・教科毎の理論・知識に偏る傾向の改善が必要 ・学校現場を体験する機会等の充実が必要 ・教職課程の質の保証・向上が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・実践・演習重視の授業にシフト ・学校インターンシップの導入(教職課程への位置付け) ・教職課程を統括する組織の設置、評価の推進等
採用段階	<ul style="list-style-type: none"> ・養成と採用の接続の充実が必要 ・県教委の採用選考の質的向上・実施の効率化が必要 ・特別免許状の活用等、選考方法の工夫が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な採用選考の促進(「教師塾」方式の普及等) ・県域を越えた共同採用選考に向けた研究開発 ・特別免許状に係る手続きの改善・活用の弾力化
1～3年目	<ul style="list-style-type: none"> ・本採・臨採を含めた初任研修の充実が必要 ・教員の大量退職に対応した若手教員育成が必要 ・若手教員の研修体制の充実が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・初任研から初期研修への転換(2, 3年目研修への接続) ・指導力のある教員によるメンター方式の研修の推進 ・複数の教員によるチーム研修の推進
中堅段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー不足の解消が必要 ・免許更新制と十年研修との関係の整理が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー育成にシフト(学校運営上の指導能力など) ・研修実施時期の弾力化、相互の特色の強化 <p>※免許更新制は最新知識の獲得、十年研修は組織の中間管理技法の獲得等</p>
ベテラン段階	<ul style="list-style-type: none"> ・学校組織経営上のリーダーシップの強化が必要 ・現代的な教育課題に応じたマネジメント力強化が必要 	 <ul style="list-style-type: none"> ・チーム学校として組織力を発揮できる管理職研修の充実 ・学校全体としてのマネジメント力の強化
共通事項	<p>【全段階共通】 新たな教育課題に対応するよう改善が必要</p> <p>【制度】 教員の資質向上の保証システムの整備が必要</p> <p>【基盤】 研修の推進力の強化が必要</p> <p>【機会】 研修機会の確保等が必要</p> <p>【教職大学院】 教職大学院活用による資質能力の促進が必要</p>	 <p>【全段階共通】新たな課題(英語、ICT、道徳、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導方法改善の必要性、カリキュラムマネジメントの充実等に対応した教員養成・研修</p> <p>【制度】教員育成指針・指標の作成(国、県) ⇒県毎の実施体制(教員育成協議会)※教委、大学、学校等から構成</p> <p>【基盤】研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備((独)教員研修センターの機能強化)</p> <p>【機会】教職員定数の拡充、指導教諭や指導主事の配置の充実</p> <p>【教職大学院】教職大学院の高度化・弾力的活用方法の整備(履修証明制度の活用等を含む)</p>

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目		※国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること	8	8	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	22	22	14
		教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法 (一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	4	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)				
	進路指導の理論及び方法				
教育実習	5	5	5		
教職実践演習	2	2	2		
教科又は教職に関する科目		34	10	2	
		83	59	37	



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	10	6
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			26	2	2
			83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	12	4
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	4	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
	進路指導の理論及び方法				
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			32	8	4
			83	59	35



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 □ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) □ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) □ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			28	4	4
			83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

現 行

			各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科に関する科目				20	20
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6	6	
		各教科の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)			
進路指導の理論及び方法					
教育実習		3	3		
教職実践演習		2	2		
教科又は教職に関する科目			40	16	
			83	59	



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

			各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目			イ 教科に関する専門的事項 □ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	24	24
教育の基礎的理解に関する科目			イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			イ 総合的な学習の時間の指導法 □ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	8	8
教育実践に関する科目			イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位まで含むことができる。)(3単位) □ ■教職実践演習(2単位)	5	5
大学が独自に設定する科目				36	12
				83	59

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			6	6	4
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12
		保育内容の指導法			
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	2	2	2
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)					
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			34	10	0
			75	51	31



見直しのイメージ

■の事項は備考において単位数を設定

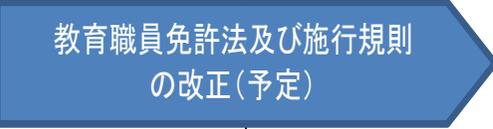
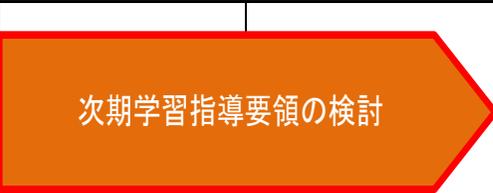
		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目		イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	16	12
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
教育実践に関する科目		イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目			38	14	2
			75	51	31

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップを含む場合には、当該学校種の教育実習の機会を提供するため、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

今後の再課程認定スケジュール(平成28年9月現在のイメージ)

平成28年度		平成29年度			平成30年度	平成31年度	平成32年度
8月～11月	12～3月	4～7月	8～11月	12月～3月			
	・課程認定事務担当者説明会【12月】	・説明会の開催(北海道, 東北, 東京, 関東, 中部, 近畿, 中四国, 九州)【7～8月頃】	・課程認定の事前相談【10月下旬～2月頃】	・課程認定申請書提出【3月】			
							
							
		先行実施(P)					先行実施(P)
							

教職課程コアカリキュラムの検討について

教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容（コア）について検討

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（方針検討全体調整）

委員

◎横須賀 薫（十文字女子大学学長）

・牛渡 淳（仙台白百合女子大学学長）

・出口 利定（東京学芸大学学長）

・渡邊 直美（川崎市教育長）

・高岡 信也（教員研修センター理事長）

オブザーバー

・小原 芳明（玉川大学学長）

○渋谷 治美（放送大学特任教授）

・坂越 正樹（広島大学教育学部教授）

・見上 一幸（宮城教育大学学長）

・高野 敬三（明海大学副学長）

・杉野 剛（国立教育政策研究所所長）

・無藤 隆（白梅学園大学子ども学研究科長）

フィードバック

各科目の具体的な到達目標等を検討するためにWGを設置
専門委員を配置（検討会委員も分属）

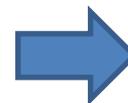
全体調整

第1回会議（平成28年8月19日）

1. 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について
2. 先行事例のヒアリングについて
3. 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

第2回会議（平成28年9月7日）

1. 先行事例のヒアリング
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について



今後、WGにて検討

平成29年6月頃：報告書案をとりまとめ、中教審の審議を経て確定・公表